

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年一月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年一月十六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小川裕嗣

路線名 野田岩槻線	供用開始の区間
春日部市増戸字天神原二二七番三地先から 同市増戸字真菰原一〇九番一地先まで	供用開始の期日 令和八年一月二十四日
	備考
令和二年三月二十三日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第2号で告示した道路予定区域の一部供用開始である延長六五一・五〇メートル。	